「収入証紙に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する県民意見及び県民意見に対する県の考え方について

1　意見募集期間

令和７年２月 19 日～令和７年３月 20 日

2　提出された意見の概要

(1) 意見提出者数　２人（意見提出件数　２件）

区　分		延べ件数
1	制定内容に関する意見	１件
2	その他	１件
合　計		２件

(2) 意見の反映状況

区　分		延べ件数
A	新たな様式に反映しました。	０件
B	新たな様式には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	０件
C	今後の取組みの参考とします。	２件
D	本案には反映できません。	０件
E	その他	０件
合　計		２件

意見No.	内容区分	意 見 要 旨	反映区分	県の考え方
1	2	私が収入証紙を購入した４月の時にはなんの話も無かったのに、急に収入証紙の廃止が決まり、しかも、還付を受けるためには何枚も書類を書かなくてはならなかった。収入証紙の廃止が決まった後に還付用紙の改正を行うなど、しっかり先を見て仕事をしてない証拠ではないか。税金泥棒のような仕事ぶりはやめてきちんと先を見た、スケジュールを取って、利用者に迷惑を掛けない仕事をすべきだ。 また、還付を受けるには手数料を払う必要があるなど、二重に負担となることしかしてない。県の都合で廃止するなら手数料を無しにするのが普通ではないのか、神奈川県には普通の考えの職員はいないのか。	C	今後の参考といたします。ご意見ありがとうございました。 なお、令和７年10月以降は、全ての未使用の収入証紙について還付手数料なしで手続きいただけます。
2	1	申請者の利便に資するほか、書類を統合することで取り違え等のミスの低減、紙の削減その他県の事務負担軽減になると思われますので、本案に賛成します。 なお、必要に応じて適宜変更を加えることを可とし、「還付を受けようとする理由」欄に「収入証紙の廃止」等のチェックボックスを設けて申請者の利便向上に努められるよう要望します。	C	還付を受けようとする理由については、収入証紙の廃止に限らず多岐にわたることから、記載スペースを確保するために、チェック欄ではなく、記載欄を設け、記載例をホームページで周知することで、申請者の利便性向上に努めます。